

労働者側 堀田五郎外他八名一全見

解雇手当八千四百五十日分ヲ支給スレ旨回答シタルニ労働者側ハ之ヲ不満トシ更ニ十九日全見交渉スルコトニ決セリ

八解 決

十九日午後二時會社ニ於テ

事業主側 中村社長 外一名

労働者側 堀田五郎 外九名

全見折衝ノ結果左ノ通り協定成リ解決シ廿二日現金ノ授受ヲ了シタリ

解決條件

(1) 解雇手当トシテ日給四百五十日分ヲ支給スルコト

(2) 休業手当トシテ本月十一日ヨリ廿日迄十日分ノ日給ヲ支給スルコト

(3) 休業中ノ負傷ニ依リ不具者トナリタル職工三名ニ對シ手当

全トシテ百五拾五圓ヲ支給スルコト

(4) 前各項ノ手当全ハ本月中ニ支給コト

尚本交渉中 前記交渉ノ外 購買共行異ノ行動ナレ

右及中(通) 根拠也